**神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書**

様式６

令和 年 月 日

　　　　　　様

住　　　　所

氏名又は名称

及び代表者名 　　 　　　　　　　　　　　　サイン

私は、神戸市が「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」（以下「暴力団等排除要綱」という。）に基づき、貴市が行うすべての契約等から暴力団等を排除していることを認識したうえで、契約の締結を行うとともに、下記のとおり誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約解除や違約金・損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

１　暴力団等の排除に関すること

(1) 暴力団等排除要綱第５条第１項各号のいずれにも該当しません。

(2) 必要に応じて暴力団等排除要綱第５条第１項各号に該当する事由の有無を確認するため県警へ照会を行うことに合意し、貴市の求めに応じ速やかに役員等名簿の提出を行います。

２　参考

〇神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（抜粋）

第５条　前条第１項に規定する次条各号に定める事項は，次に掲げる事項とする。

(1) 前条第１項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては，当該法人等について暴力団員が，役員として又は実質的に，経営に関与していること。

(2) 前条第１項各号に掲げる者が個人又は個人事業者である場合にあっては，当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。

(3) 前条第１項各号に掲げる者が，暴力団員を，相当の責任の地位にある者として使用し，又は代理人として選任していること。

(4) 次に掲げる者のいずれかが，自己，自己が経営する法人等，自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため，又は第三者に損害を与えるために，暴力団の威力を利用していること。

ア　前条第１項各号に掲げる者

イ　前条第１項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては，当該法人等の役員

ウ　前条第１項各号に掲げる者に使用される者であって，相当の責任の地位にある者

(5) 前号アからウまでに掲げる者のいずれかが，暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い，その他経済的な便宜を図っていること。

(6) 第４号アからウまでに掲げる者のいずれかが，暴力団等に関係する事業者であることを知りながら，当該事業者に下請負又は再委託を行い，その他当該事業者を利用していること。

(7) 前各号に掲げるもののほか，第４号アからウまでに掲げる者のいずれかが，暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。